

北側一雄 国土交通大臣殿

平成 17 年 6 月 15 日

『トラック事故被害者をなくす会』

代表 金澤喜三

今年 4 月 25 日兵庫県尼崎市で発生した JR 西日本の列車脱線事故で百人を超す死者が出たことはご存知のとおりです。

この事故は、14 年前の信楽における鉄道事故を教訓に改善を約束していた JR 西日本がまたも悲惨な事故を起こし、国土交通省が事業者に対する指導監督が十分に行われていなかったことを浮き彫りにしました。

事故直後、大臣が現場へ赴き立ち入り監査を実施し、さらには鉄道局に対して監査を抜打ちに変更するよう命じる等、国民目線で改善を指示されておられます。人の命を奪ったことに対しての対応として並々ならぬ決意でおられることに当然のことながら敬意を表します。

片や高速道路等で起きている悲惨なトラック事故防止に対してはなぜ放置されているのか疑問に思うところであります。一度に亡くなる人の数に関して鉄道事故は多数であるかもしれませんがトラック事故は頻繁に起きていてその数は比較にはなりません。亡くなった者一人一人の無念さや残された家族の悲しみ等は同じであります。

私たち「トラック事故被害者をなくす会」では春と秋に各省庁訪問を行い、貴省には運送事業者に対する指導監督を強化するよう要望、改善された部分もありますが、現場では人手不足を理由にするなど効率優先の事前通告監査を行うなど、本来の監査の効果を疑わせる行動や監査に入った時点で指摘した事項が改善されているかどうかの追跡調査が実施されていないとか、公示されている運送事業者に対する行政処分等の基準にしても、何度も違反を続けない限りは殆ど処分されないという杜撰な処分基準であること等々を考えると、今後国土交通省が運送事業者に対して十分な指導監督が出来るのであろうかと危惧の念を抱きます。

どうか、国土交通省挙げてトラック事故被害者をなくすべく抜本的な見直し改革を行っていただきますようお願い申し上げます。

以上

要望書

- 1、 事前通告監査制度を『抜打ち監査制度』に改めてください。
- 2、 重大事故を無くすための『事故調査委員会』を設置してください。
(遺族を委員に加えること)(本省が対応することが望ましい)
- 3、 事故報告書で報告させる内容を充実させてください。
- 4、 事故情報を入手されたら速やかに監査に着手してください。
- 5、 監査に基づく指導、行政処分に従わない場合は許可の取り消し等を行いますが、行政処分逃れ行為が発覚した場合も同じく許可取り消し処分にするよう通達を出していただきたい。
- 6、 重大事故を惹起した事業者に対して再発防止に有効な効果を挙げる為、一定期間励行状態を確認してください。
- 7、 法律に従って報告(届出)義務のある内容に関しては、監査の際に真偽確認を行ってください。
- 8、 行政処分基準を抜本的に見直し、厳格に適用されるよう組織改革に着手されたい。

上記要望書に関しまして9月15日をめどに回答していただきたくお願い申し上げます。

以上

回答書送付先

トラック事故被害者をなくす会
代表 金澤喜三